公　告　第　１４　号
令和５年４月５日

公　　告

分任契約担当官
陸上自衛隊春日井駐屯地
第４０８会計隊春日井派遣隊長　赤塚　弘樹
（公印省略）

次のとおり一般競争入札（売払）に付します。

１　競争入札に付する事項

(1)　件　　名：使用済車両売払い

連番	品　　目	型　　式	単位	数量	備　考
1	1/2ｔトラック（指揮・連絡用）	三菱Ｖ１６ＢＢＲＳＦＡ	両	1	０１－９１６６
2	１ 1/2ｔトラック	トヨタ・ＸＣＤ３０	両	1	０７－６２６８
3	１ 1/2ｔトラック	トヨタ・ＢＸＤ３０	両	1	０７－６５７１
4	７３式中型トラック	トヨタ・ＢＸＤ３０	両	1	０７－５９８４
5	オートバイ（偵察用）	カワサキＬＰ２５０Ａ	両	1	１１－４０６９

(2)　搬出場所：陸上自衛隊春日井駐屯地
(3)　搬出期限：代金納付の日から５日以内（ただし令和５年６月３０日（金）までに搬出）

２　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
次の各項目のすべての条件を満たす者
(1)　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2)　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者であること。
(3)　令和０４・０５・０６年度の競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受け」でＣ等級以上の資格を有し、かつ競争参加地域「東海・北陸」が有効である者であること。
(4)　使用済車両の再資源化に関する法律（平成１４年法律８７号）第４２条に基づく引取業者として、事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けているもの。
(5)　契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと（協力者を含む。）
(6)　防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(7)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(8)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当すると省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
(9)　第７号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
ア　資本関係がある場合
次の(ｱ)又は(ｲ)に該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、(ｲ)について子会社の一方が会社更生法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
(ｱ)　親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
(ｲ)　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
イ　人的関係がある場合
次の(ｱ)又は(ｲ)に該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
(ｱ)　一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
(ｲ)　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
ウ　ア及びイに掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなどア又はイに掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合
(10)　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号）に示す４つの業種資格（引取業、フロン類回収業、解体業、破砕業）を有するもの又は引取業の資格を有し他の３業種を他業者に下請けさせる場合は、入札時までに下請負申請書及び下請負者が必要な資格を有することの証明を提出し、契約担当官の承認を受けた者に限定する。
(11)　前号により下請負者として承認された者は、同一入札に参加することを認めない。

3　下請負申請書の提出等
(1)　提出期限：令和５年４月２１日（金）１６：３０
(2)　注意事項：下請負承認申請書を提出する場合は、下請負者の連絡先及び担当者名を記載する。下請負承認申請の承認に当たって、下請負承認申請書に記載された下請負者に電話等により事実確認をし、確認ができなかった場合は当該下請負を承認しない。
(3)　前号に示す電話等による事実確認期間は、令和５年４月２７日（木）１７：００までとする。

4　契約条項等を示す場所
(1)　第４０８会計隊春日井派遣隊　契約班
(2)　中部方面会計隊ホームページ

5　入札説明会（現場説明会）の場所及び日時
(1)　場　　所：陸上自衛隊春日井駐屯地　第４０８会計隊春日井派遣隊入札室及び廃車置場
(2)　日　　時：令和５年４月１０日（月）から令和５年４月２１日（金）までの間、希望者に対し個別に実施するため、希望者は事前に希望日時を連絡する。

6　競争入札執行の場所及び日時
(1)　場　　所：陸上自衛隊春日井駐屯地第４０８会計隊春日井派遣隊入札室
(2)　日　　時：令和５年５月１０日（水）１３時３０分

7　保証金等に関する事項
(1)　入札保証金
　免除。ただし、落札者が契約を締結しない場合、落札金額の１００分の５以上を違約金として徴収する。
(2)　契約保証金
　免除。ただし、落札者が契約を履行しない場合、契約金額の１００分の１０以上を違約金として徴収する。

8　落札の決定方式
　総額で、かつ予定価格以上の最高の価格をもって申込をした者を落札者とする。
　なお、落札となるべき同価の入札をした者が１人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

9　入札の無効
(1)　本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札
(2)　入札に関する条件に違反した入札
(3)　入札書に記載された入札金額及び入札者の氏名が判別し難い入札
(4)　到着期限に未着であった郵便入札
(5)　電報及びＦＡＸ等による入札
(6)　暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

10　契約書の作成
(1)　落札決定後遅滞なく駐屯地用標準契約書の様式により契約書を作成する。
(2)　標準契約書の「売払い物品の解体に関する特約条項」を付す。

11　代金の納付
　納入告知書による納付とする。

12　特記事項
　車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の１０パーセントに相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額が違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。

13　その他
(1)　入札書に記載する入札金額は、消費税相当額を含めた金額を記載する。
(2)　原則、郵便による入札とする。
　ア　到着期限は、競争入札執行日の前日１７時００分とする。
　イ　入札書を内封筒に入れ、封筒に会社名、入札日時、件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着を確認する。
(3)　代表者でない者が入札する場合、入札開始までに委任状を提出する。
(4)　入札者は、「暴力団排除に関する誓約事項」を承諾している旨を入札書に記載する。
(5)　入札参加までに、全省庁統一資格の資格審査結果通知（写）を提出する。
(6)　市場価格調査への協力を依頼する。
(7)　連絡先
　〒４８６－０８０３
　愛知県春日井市西山町無番地　陸上自衛隊春日井駐屯地
　第４０８会計隊春日井派遣隊（担当：赤塚）
　ＴＥＬ：０５６８－８１－７１８３（内線３４５）
　ＦＡＸ：０５６８－８１－９０７２（直通）
　E-mail：ma426fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

E-mail　　中部方面会計隊HP

売払車両（リサイクル券番号）一覧表

連番	自動車番号		義務者コード	車台番号	品名	型式	エアバッグ有無	エアコン有無	リサイクル券番号	売　払駐屯地
1	01	9166	011	V16-0900585	１／２ｔトラック(指揮・連絡用)	三菱Ｖ１６ＢＢＲＳＦＡ	0	1	1104-0040-0891	春日井
2	07	6268	004	XCD30-0001217	１１／２ｔトラック	トヨタ・XCD30	0	0	0404-0056-5798	春日井
3	07	6571	004	BXD30-0002121	１１／２ｔトラック	トヨタ・BXD30	0	0	0404-0056-5617	春日井
4	07	5984	004	BXD30-0001782	７３式中型トラック	トヨタ・BXD30	0	0	0404-0055-5421	春日井
5	11	4069		LP250A-000333	オートバイ（偵察用）	カワサキLP250A	—	—	—	春日井
					— 以 下 余 白 —					

車両材質別重量区分総括表

（単位：Ｋｇ）

連番	自動車番号		鉄					銅		真鍮		アルミ	鉛	ガラス	ゴム	未価値品	計	備　考
			鋳鉄	特級	１級	２級	級外	上	並	真鍮	鋳鉄							
1	01	9166	306.0	251.0	232.0	456.0	230.0	3.0	0.0	2.0	0.0	16.0	22.0	31.0	105.0	296.0	1,950.0	
2	07	6268	599.2	742.5	125.9	1,042.0	13.1	3.7	3.6	23.5	0.0	28.1	26.0	21.0	203.0	228.2	3,059.8	
3	07	6571	599.2	742.5	125.9	1,042.0	13.1	3.7	3.6	23.5	0.0	28.1	26.0	21.0	203.0	228.2	3,059.8	
4	07	5984	644.0	780.0	139.0	1,128.0	14.0	5.0	4.0	25.0	0.0	33.0	45.0	23.0	212.0	288.0	3,340.0	
5	11	4069	0.0	0.0	86.0	0.0	0.0	1.0	0.0	1.0	0.0	30.0	1.0	0.0	9.0	8.0	136.0	
							－　以　下　余　白　－											
合計			2,148.4	2,516.0	708.8	3,668.0	270.2	16.4	11.2	75.0	0.0	135.2	120.0	96.0	732.0	1,048.4	11,545.6	

調達要求番号：１

陸　上　自　衛　隊　仕　様　書			
物品番号		仕　様　書　番　号	
使用済車両売払い		ＧＶ－Ｚ００１０１３Ｃ	
		防衛大臣承認	年　月　日
		作　成	令和５年　４月　３日
		変　更	年　月　日
		作成部隊等名	春日井駐屯地業務隊

1　総則

1.1　適用範囲

この仕様書は，陸上自衛隊において実施する使用済車両（以下“車両”という。）の売払いについて規定する。

1.2　用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は，次によるほか，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１による。

1.2.1

使用済車両

陸上自衛隊で不用となった車両のことをいう。

1.2.2

自動車リサイクル券

リサイクル料金の構成要素を含んだものをいう。

1.3　引用文書

この仕様書に引用する次の文書は，この仕様書に規定する範囲内において，この仕様書の一部を成すものであり，入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a)　**仕様書**

ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１　陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b)　**法令等**

使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成１４年法律第８７号）

c)　**関連文書**

不用決定した物品（供与品を除く。）の売払いについて（通達）[陸幕４第２７５号（４４．１０．１）]

2　売払いに関する要求

2.1　一般的要求事項

a)　契約の相手方は，“使用済自動車の再資源化等に関する法律”（以下，“法律”という。）に基づき実施する。

b)　契約の相手方は，法律に示す４つの業種資格（引取業，フロン類回収業，解体業，破砕業）をもつ者又は引取業の資格をもち，他の３業種を他業者に下請けさせる場合は，入札開始前までに下請負承認申請書を提出し，承認を受けた者とする。

C)　売払い車両及び売払い車両の引渡しなどに関する事項は,調達要領指定書によって指定する。

2.2　引渡し

契約の相手方は，引渡し場所から解体・処分場まで搬送し，処分を行う。また，引渡しを受けた場合，受領書を提出する。

2.3　自動車リサイクル券の手続き

契約の相手方は，車両に添付された自動車リサイクル券について，法律に基づき，使用済自動車として手続きを行う。

2.4　転売の禁止事項

契約の相手方は,引渡しを受けた車両を部品とする以外は転売してはならない。また,外観から自衛隊車両と判別できる車両のキャビン，ボデーなどの外装部品及びフレームは，一切転売してはならない。当該部品が一般市場に流通したときには損害賠償を請求する。

2.5　引渡車両の解体・処分要領

契約の相手方は，引渡車両の解体・処分にあたっては，2.4 で転売禁止とした車両のキャビン，ボデーなどの外装部品及びフレームを引き渡した日から３か月以内に，法律に示す基準に従ったプレス，せん断処理又は電炉等における溶解まで実施する。また、引渡車両の解体・処分の確認のため車体番号ごとに破砕又は溶解後１５日以内に撮影した工程写真を添付する。なお、車台番号の断片確認が困難な場合は、必要に応じ官側の現地確認を受ける。

3　品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4　その他の指示

4.1　提出書類

提出書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，**表1**による。

4.2　安全管理

売払い処分における作業は，安全管理に万全を期する。

4.3　仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ０００００１の8.3による。

表1－提出書類

番号	品名	数量	提出先	提出時期	注記
1	受領書	1部	a)	売払い品の引渡し時	様式は，ＧＬＴ－ＣＧ－Ｚ００００００１の**図8**による。
2	下請負承認申請書b)			入札開始前までに。	陸幕会第３１７号（２７．３．５）別冊第１「入札及び契約心得」別紙様式１６－１ 都道府県知事の許可証を添付
3	作業工程表			契約書締結までに。	－
4c)	解体及び破砕（又は溶解）の工程写真			作業完了後１５日以内	車台番号ごと，作業前，解体後，破砕（又は溶解）後に撮影する。 様式は，**図1**及び**図2**による。
5c)	解体証明書				様式は，**図3**による。
6c)	破砕（又は溶解）証明書				様式は，**図4**による。

注a) 提出先は，調達要領指定書によって指定する。

注b) 契約の相手方がフロン回収，解体，破砕の全てを実施する場合を除く。

注c) **2.4**で転売禁止とした車両のキャビン，ボデーなどの外装部品及びフレームだけ。

<table>
<tr><td>車台番号
（車番）</td><td>〇〇〇〇〇〇〇
（〇〇－〇〇〇〇）</td></tr>
<tr><td></td><td>キャビン・ボデー等外装部品</td></tr>
<tr><td>作業前</td><td>解体作業前の写真を添付（絵はイメージ）
 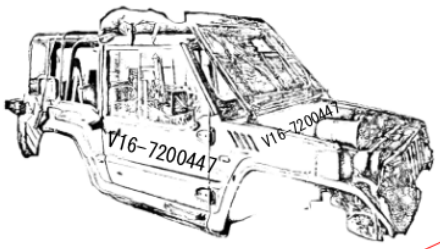

又は
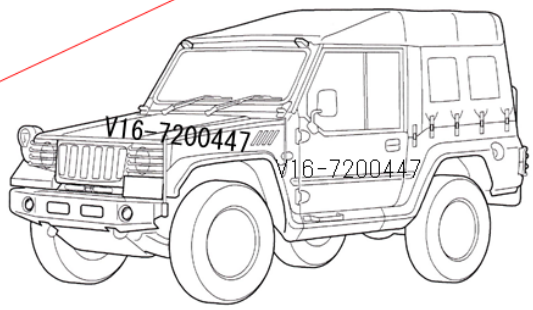
</td></tr>
<tr><td>解体後</td><td>部品単位で分解・取り外した状態の写真を添付（絵はイメージ）
 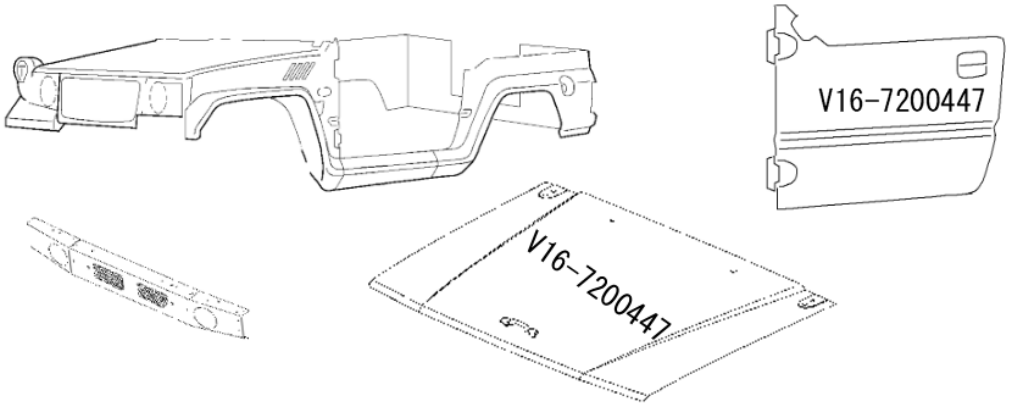
</td></tr>
<tr><td>破砕又は
溶解後</td><td>破砕（切断）又は溶解した状態の写真を添付
（絵は破砕（切断）した場合の一例、その場合、官側で付した車台番号が切断されていることが分かること）
 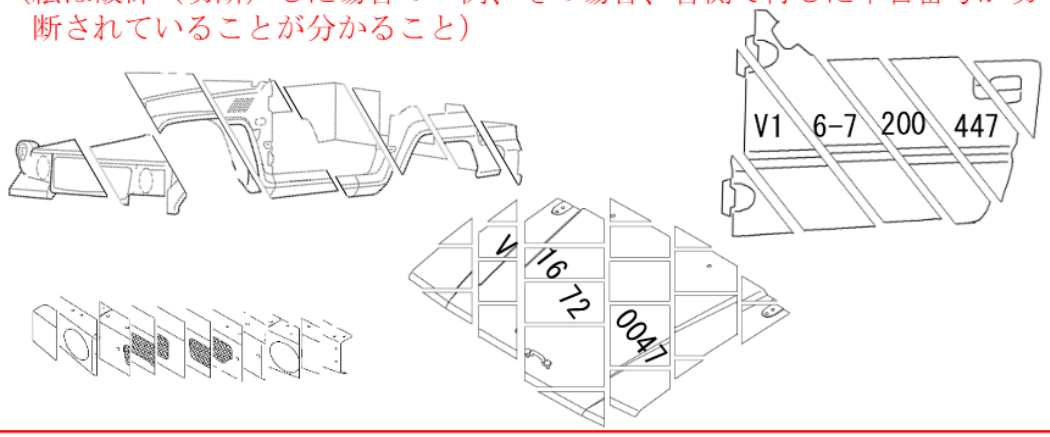
</td></tr>
</table>

図1－工程写真の様式

<table>
<tr><td>車台番号
（車番）</td><td>〇〇〇〇〇〇
（〇〇－〇〇〇〇）</td></tr>
<tr><td></td><td>フレーム</td></tr>
<tr><td>作業前</td><td>解体作業前の写真を添付（絵はイメージ）
 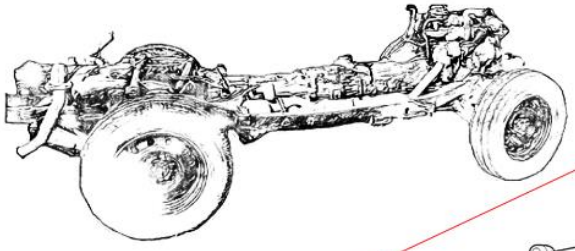
又は
</td></tr>
<tr><td>解体後</td><td>部品単位で分解・取り外した状態の写真を添付（絵はイメージ）
 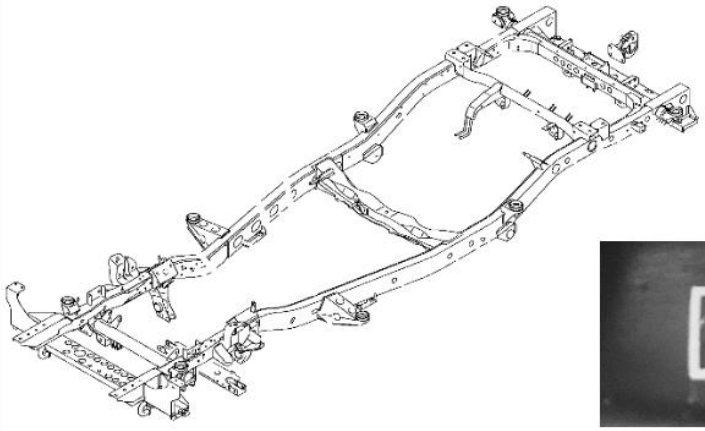
 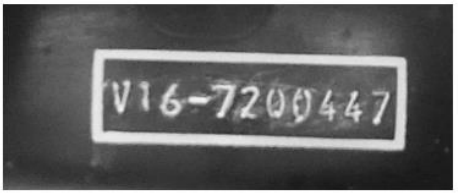
</td></tr>
<tr><td>破砕又は
溶解後</td><td>破砕（切断）又は溶解した状態の写真を添付
（絵は破砕（切断）した場合の一例、その場合、官側で付した車台番号が切断されていることが分かること）
 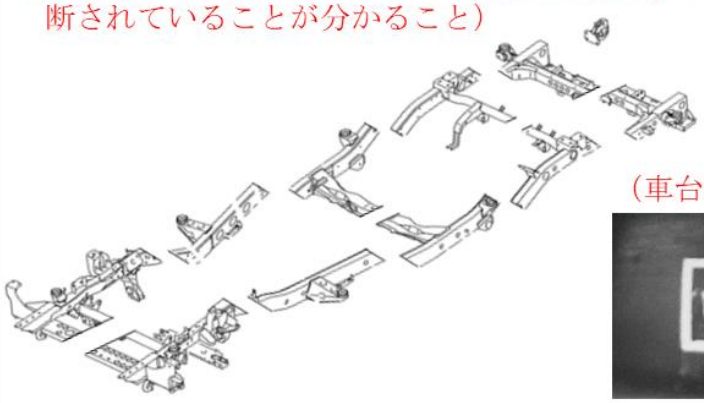
（車台番号部分は拡大して添付）
 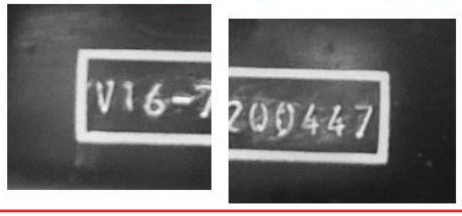
</td></tr>
</table>

図2－工程写真の様式

年　　月　　日

解　体　証　明　書

分任契約担当官
陸上自衛隊春日井駐屯地
第４０８会計隊春日井派遣隊長　赤塚　弘樹　殿

○○○○
代表者名　　印

契約番号○○○○の解体処分について，次のとおり解体処置致しましたことを通知申し上げます。

１　解体実施会社名　　○○○○
２　処分品の名称及び数量
３　解 体 実 施 日　　年　　月　　日
４　部品等の転売　２．４の転売禁止事項に係る転売はありません
５　証明書提出立会者　　○○隊　○○科　○○○○　印
６　現地確認実施者　　○○隊　○○科　○○○○　印

※ 下請けに出した場合は，下請企業の証明書を添付
※ 現地確認を受けた場合には現地確認実施者を記載
※ 証明書提出立会者及び現地確認実施者が自署する場合は押印省略可

図3－解体証明書の様式

年　　月　　日

破　砕（溶　解）証　明　書

分任契約担当官
陸上自衛隊春日井駐屯地
第４０８会計隊春日井派遣隊長　赤塚　弘樹　殿

○○○○
代表者名　　印

契約番号○○○○の特定部位について，次のとおり破砕（溶解）処置致しましたことを通知申し上げます。

１　溶解実施会社名　　○○○○
２　処分品の名称及び数量
３　溶 解 実 施 日　　年　　月　　日
４　部品等の転売　２．４の転売禁止事項に係る転売はありません
５　証明書提出立会者　　○○隊　○○科　○○○○　印
６　現地確認実施者　　○○隊　○○科　○○○○　印

※　　下請けに出した場合は，下請企業の証明書を添付
※　　現地確認を受けた場合には現地確認実施者を記載
※　　証明書提出立会者及び現地確認実施者が自署する場合は押印省略可

図4－破砕（溶解）証明書の様式

別表－調達要領指定書

<table>
<tr><td rowspan="5">調達要領指定書</td><td>発簡番号</td><td></td></tr>
<tr><td>調達要求番号</td><td>売払命令番号第１号</td></tr>
<tr><td>調達要求年月日</td><td>５．４．３</td></tr>
<tr><td>作成部隊</td><td>春日井駐屯地業務隊</td></tr>
<tr><td>作成年月日</td><td>５．４．３</td></tr>
<tr><td>品　　名</td><td colspan="2">使用済車両売払い</td></tr>
<tr><td>仕　様　書　番</td><td colspan="2">ＧＶ－Ｚ００１０１３Ｂ</td></tr>
<tr><td>指　定　事　項</td><td colspan="2">１．２．１

売払い車両は下記のとおり

１／２ｔトラック(指揮・連絡用)　　０１－９１６６
１１／２ｔトラック　　０７－６２６８
１１／２ｔトラック　　０７－６５７１
７３式中型トラック　　０７－５９８４
オートバイ（偵察用）　　１１－４０６９

売払い車両の引き渡しに際しては官側の立会いを要するため事前に引取時期の調整及び入門者の名簿の提出を要する。

４．１
提出書類の提出先は春日井駐屯地業務隊　管理科輸送班とする。</td></tr>
</table>

承認申請
下　請　負　　書
~~届　　出~~

令和　　年　　月　　日

分任契約担当官
陸上自衛隊春日井駐屯地
第４０８会計隊春日井派遣隊長　赤塚　弘樹　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

１　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を下請負者として、公告第１４号（令和５年４月５日）「使用済車両売払い」に関する契約について別紙のとおり請け負わせたいので承認願います。

~~お届けします。~~

~~２　年度分~~

承　　認　　書

公告第１４号（令和５年４月５日）「使用済車両売払い」の契約に係る事項について　　に請け負わせることを下記条件を付して承認する。

記

１
２
３

承認番号　　下請負第　　号

令和　　年　　月　　日

分任契約担当官
陸上自衛隊春日井駐屯地
第４０８会計隊春日井派遣隊長　赤塚　弘樹

注：１　押印を省略する場合には担当者名及び連絡先を記載すること
　　２　不要の箇所は抹消すること

別　紙

１　下請負を行わせようとする者の名称、所在地、代表者名、担当者名、連絡先、資本金、営業状況、生産設備及び従業員の概要並びにその選定理由

２　下請負を必要とする理由

３　下請負の範囲

４　下請負部分にかかる契約金額又は見積額

５　契約相手方と下請負を行わせようとする者との下請負部分に係る納入条件（納期、納入場所等）

６　その他必要と認める事項

注　年度区分においての届け出は、項目１、２、３とする。

入　札　書

１　件　　名：　使用済車両売払い

２　金　　額：￥　　（消費税を含む）

３　内　　訳

品　　目	型　　式	単位	数量	単価	金　額
1/2tトラック（指揮・連絡用）	三菱V16BBRSFA	両	1		
1 1/2tトラック	トヨタ・XCD30	両	1		
1 1/2tトラック	トヨタ・BXD30	両	1		
73式中型トラック	トヨタ・BXD30	両	1		
オートバイ（偵察用）	カワサキLP250A	両	1		
	以下余白				
小　　計					
消 費 税					
合　　計					

４　引渡場所：陸上自衛隊春日井駐屯地

５　引渡期限：令和５年６月３０日（金）

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札いたします。

また、当社（私(個人の場合)、当団体(団体の場合)）は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和　　年　　月　　日

分任契約担当官

陸上自衛隊春日井駐屯地

第４０８会計隊春日井派遣隊長　赤塚　弘樹　殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

代表者電話番号

担当者氏名

担当者電話番号

【春日井駐屯地】　市場価格の調査について、5/8（月）までにメール又はＦＡＸにて送付をお願いします。

ＴＥＬ：０５６８－８１－７１８３（内線３４５）　ＦＡＸ：０５６８－８１－９０７２

メール：　ma426fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

市　価　調　査　書

１　件　　名：　使用済車両売払い

２　金　　額：￥　　（消費税を含む）

３　内　　訳

品　　目	型　　式	単位	数量	単価	金　額
1/2tトラック（指揮・連絡用）	三菱V16BBRSFA	両	1		
1 1/2tトラック	トヨタ・XCD30	両	1		
1 1/2tトラック	トヨタ・BXD30	両	1		
73式中型トラック	トヨタ・BXD30	両	1		
オートバイ（偵察用）	カワサキLP250A	両	1		
	以下余白				
小　　計					
消 費 税					
合　　計					

４　引渡場所：陸上自衛隊春日井駐屯地

５　引渡期限：令和５年６月３０日（金）

令和　　年　　月　　日

分任契約担当官

陸上自衛隊春日井駐屯地

第４０８会計隊春日井派遣隊長　赤塚　弘樹　殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

代表者電話番号

担当者氏名

担当者電話番号

【春日井駐屯地】　市場価格の調査について、5/8（月）までにメール又はＦＡＸにて
送付をお願いします。
電　話：0568-81-7183（内線345）　　ＦＡＸ：0568-81-9072
メール：　　ma426fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

市場価格調査書

１　件　　名：使用済車両売払い

２　金　　額：　　（消費税を含む）

３　内　　訳（有償の場合は△で記入）　　（金額単位：円）

区　分	品　名	規　格	単位	数　量	単　価	金　額
屑価格	鉄	鋳　鉄	kg	2,148.4		
		特　級	kg	2,516.0		
		１　級	kg	708.8		
		２　級	kg	3,668.0		
		級　外	kg	270.2		
	銅	上	kg	16.4		
		並	kg	11.2		
	真　鍮	真　鍮	kg	75.0		
		鋳　鉄	kg			
	アルミ		kg	135.2		
	鉛		kg	120.0		
	ガラス		kg	96.0		
	ゴ　ム		kg	732.0		
	未価値品		kg	1,048.4		
	小　計			11,545.6		
引取り費用	積降トラック等に要する費用		式	1		
解体費用	単価は１日８時間とした場合の日当		日			
計						
消費税						
合　計						

令和　　年　　月　　日

分任契約担当官
陸上自衛隊春日井駐屯地
第４０８会計隊春日井派遣隊長　赤塚　弘樹　殿

住所
商号又は名称
代表者氏名
代表者電話番号
担当者氏名
担当者電話番号